

日吉台西中学校いじめ防止基本方針

平成 27 年 3 月 1 日策定
(平成 28 年 3 月 1 日改訂)
(平成 30 年 3 月 1 日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは「生徒に対して、一定の人間関係がある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめ防止等に向けての基本理念】

かけがえのない存在である子どもたちが、健やかに成長し、豊かな未来を実現していくことは私たちの社会にとって最も大切なことである。子どもたちは、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、温かい人間関係の中で自己実現に向けてのびのびと生活できるであろう。しかし、そうした生活の場に、他者を排除するような考えや行動が起きればその場はつらく耐えがたいものになり、いじめが発生する要因ともなるであろう。こどもにとって、いじめは健やかな成長の阻害や人間関係への不信、将来の希望の喪失など、深刻な影響を与えるものとの認識が必要である。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

【委員会の設置目的】

本校において組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【委員会の構成】

校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任・生徒指導部・養護教諭

(※必要に応じて学校カウンセラー、他機関との連携を図るものとする)

【委員会の運営】

定例会・・・月 1 回開催する。

臨時会・・・いじめの疑いがある場合は、直ちに委員会を開催する。

組織的対応・・・学校長を中心に組織的に対応方針を決定する。

記録・・・会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

【委員会の活動内容】

①いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り
- ・いじめ防止対策委員会の存在や活動の生徒や保護者への周知

②いじめの早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置、明確化
- ・早期発見や事案対処のためのいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめ発見や事案対処のための調査やいじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒への支援体制やいじめを行った生徒への指導体制などの対応方針の決定（保護者との連携など含む）

③取組の検証

- ・いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ防止等に係わる校内研修の企画や実施
- ・いじめ防止基本方針の点検と見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

【いじめの未然防止のために】

①道徳・人権教育の充実

- ・道徳の授業において、いじめについて考える内容を行う。
- ・人権講演会の実施。
- ・スマートフォンなどの SNS やインターネット等を通したいじめへの対処、情報モラル教育の推進。

② わかる授業づくり

- ・校内研修や公開授業を実施し、「わかる」授業づくりを目指す。
- ・日頃から一人ひとりを認め合う授業を展開していく。

③ 社会体験や交流体験などの異学年や地域・社会との交流

- ・遠足、自然教室、修学旅行の実施
- ・文化祭におけるコース別学習の実施
- ・文化祭コース別学習における小中交流
- ・歌声委員による合唱の縦割り練習
- ・職場体験
- ・体育祭実行委員会による縦割りドッジボール大会
- ・体育祭における縦割り応援
- ・小学生の部活動体験入部

④ いじめ防止対策委員会の周知

- ・保護者会や広報誌、ホームページなどを通していじめ対策防止委員会の存在や活動を生徒や保護者、地域に知らせる。

【いじめの早期発見】

①窓口の設置

- ・いじめに関する情報の窓口として生徒指導専任教諭、および養護教諭を担当とする。

② アンケートの実施

- ・いじめなど学校生活に関するアンケートを実施し、生徒一人ひとりの状況を把握する。

③教育相談

- ・定期的な教育相談を実施する。

④情報の共有

- ・毎朝、生徒指導部打ち合わせを行い、情報を共有し、指導の充実を図る。

⑤保護者、地域、関係機関との連携を密にする。

- ・保護者会や学校・家庭・地域連携事業、関係機関等との情報交換を密に行う。

【いじめに対する措置】

①いじめ防止対策委員会での情報共有、いじめの認定、対応方針決定

・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ防止対策委員会がいじめとして対応すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断されたら、被害生徒の保護者への支援、加害生徒や保護者への指導・支援などを委員会が中心となり対応する。

②記録

- ・委員会が事案の記録を残すとともに、進捗状況を把握する。

③保護者の協力、警察等関係諸機関との連絡

・被害生徒、加害生徒の保護者とも協力し、必要な諸機関とも連携しながら、被害、加害生徒が安心して今後の生活を送れるような環境を整えていく。

【いじめの解消の要件】

いじめ防止対策委員会では以下の2つの要件を満たした場合に「いじめの解消」と判断する。

①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【教職員等への研修】

①教職員への基本方針の共有

- ・年度当初の会議で全教職員に基本方針を周知し、内容の共有を図る。
- ・校内研修を実施し、生徒の心理や行為、子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める。

【取り組みの年間計画】

いじめ防止対策委員会

4月	生徒指導・いじめ防止研修会（全教職員でいじめ防止基本方針、年間計画の確認）	第1回
5月	遠足、自然教室、修学旅行、家庭訪問、いじめに関する道徳教育	第2回
6月	体育祭、体育祭縦割り応援、SNSやインターネットの指導	第3回
7月	合唱縦割り練習、三者面談、生活アンケートの実施、学校家庭地域連携事業、	第4回
8月	いじめに関する校内研修会、教育相談の実施	
9月	職場体験	第5回
10月	文化祭、文化祭コース別学習、合唱縦割り練習、小中交流、校内研究授業	第6回
11月	人権講演会、小中連絡協議会、横浜子ども会議	第7回
12月	三者面談、いじめ解決一斉キャンペーン（アンケートの実施）、いじめ防止啓発月間	第8回
1月	教育相談の実施	第9回
2月	小中交流	第10回
3月	年間の振り返り（点検）、新年度への引き継ぎ	第11回

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

「重大事態」とは以下の場合をいい、いじめ防止対策委員会で判断する。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに学校長（または副校長）を通し、教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

・学校は年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。